

## ○茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金交付要綱

平成16年3月30日

告示第91号

改正 平成16年10月19日告示第220号

平成23年3月29日告示第140号

平成30年3月12日告示第81号

令和2年3月27日告示第98号

最近改正 令和3年3月29日

告示第96号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の受注及び販路開拓を促進、支援するため、市内中小企業者及び企業グループが展示会、見本市等へ出展する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則(昭和39年茅野市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当するもので、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める分類表のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 別表に定める事業を主たる事業として営むもの
  - イ ア以外のものが別表に定める事業を行う場合であって受注及び販路開拓を促進、支援する必要があると市長が認めるもの
- (2) 市内中小企業者 前号に規定する中小企業者で、市内に主たる事業所を有するものをいう。
- (3) 企業グループ 市内中小企業者の振興を目的として設立された4者以上の中小企業者で構成されるグループで、その事務局が市内にあるものをいう。ただし、グループを構成する中小企業者のうち2分の1以上は市内中小企業者でなければならない。
- (4) 展示会、見本市等 中小企業者又は企業グループの受注及び販路開拓のために自社製品、商品又は技術力を紹介するための展示会、見本市等であって、次の条件を満たすものをいう。
  - ア 官公庁等公的機関の主催、共催、後援若しくはこれに準ずるものであること又は受注及び販路開拓の機会として出展の効果が高いものであると市長が認めるものであること。
  - イ 当該年度に開催されること。
  - ウ 市が補助をしている団体等が開催するものでないこと。

(補助交付対象者)

第3条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる者は、市内中小企業者又は企業グループとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) この要綱により補助金の交付を受けようとする展示会、見本市等へ出展する経費に

- ついて、国又は県の補助金の交付を受けようとしている者又は受けた者
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）滞納者及び市税未申告者  
（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助金の交付対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除くものとし、同一の市内中小企業者及び同一の企業グループに対する補助金の交付は、当該年度において2回までとする。

対象経費	補助率	
(1) 展示会、見本市等の出展小間料 (2) 展示会、見本市等の出展小間内装飾経費 (3) 展示会、見本市等の出展物搬出入経費 (4) その他出展に対する直接経費（展示する製品又は商品の試作、製造又は購入に係るものは除く。）	市内中小企業	(1) 対象経費の2分の1以内（情報サービス業を行う者にあつては3分の2以内。）。ただし、国内展示会にあつては20万円（当該年度における2回目の補助金の交付にあつては、10万円）、国外展示会にあつては40万円（当該年度における2回目の補助金の交付にあつては、20万円）を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。 (2) 前号の規定にかかわらず、オンラインによる展示会、見本市等にあつては、対象経費の10分の10以内。ただし、1事業者当たり10万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
	企業グループ	対象経費の2分の1以内（情報サービス業を行う者にあつては3分の2以内。）。ただし、40万円（当該年度における2回目の補助金の交付にあつては、20万円）を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、申請しようとする展示会、見本市等が開催される2週間前までに次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金収支予算書（様式第3号）
- (3) 展示会、見本市等の内容が確認できる書類、パンフレット等
- (4) 直近の市税の納税証明書

（交付決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）

は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容及び補助対象経費の変更をしようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更後の交付決定）

第8条 市長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更内容等を承認するかどうかを決定し、茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金変更承認決定書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

- (1) 茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金事業収支決算書（様式第3号）
- (2) 補助事業に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 補助事業の展示状況を示す写真（3枚）。ただし、展示会、見本市等の開催日等が確認できる写真を1枚含むものとする。
- (4) 茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金交付請求書（様式第8号）

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（報告）

第11条 市長は、受注及び販路開拓支援事業に関し必要があると認めるときは、補助対象者に対して意見又は報告を求めることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。  
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

前 文（平成16年10月19日告示第220号）抄  
平成16年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年3月29日告示第140号）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の茅野市受注開拓支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月12日告示第81号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の茅野市受注開拓支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日告示第98号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日告示第96号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の茅野市受注及び販路開拓支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

大分類E（製造業）
大分類G（情報通信業）のうち中分類39（情報サービス業）
大分類I（卸売業、小売業）のうち中分類56（各種商品小売業）、中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業）、中分類58（飲食料品小売業）、中分類59（機械器具小売業）、中分類60（その他の小売業）、中分類61（無店舗小売業）
大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち中分類76（飲食店）、中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）

